

東京音楽大学附属民族音楽研究所刊行物リポジトリ

Title	「冠船踊方日記」にみる御茶屋御殿の役割
Title in another language	The Role of the <i>Uchaya</i> Palace in the Music History of the Ryukyu Kingdom
Author(s)	金城 厚 (KANESHIRO Atsumi)
Citation	伝統と創造=Dento to Sozo, Vol. 11, p. 13-23
Date of issue	2022-03-29
ISSN & ISSN-L	Print edition: ISSN 2189-2350, Online edition: ISSN 2189-2482, ISSN-L 2189-2350
URL	https://tcm-minken.jp/publication/IE_B11202102.pdf

「冠船踊方日記」にみる御茶屋御殿の役割

The Role of the *Uchaya* Palace in the Music History of the Ryukyu Kingdom

金城 厚 KANESHIRO Atsumi

御茶屋御殿は琉球国王の別荘であった。第二次世界大戦で焼失したため、王国時代の構造や用途は不明である。しかし、この建物が王国の音楽活動に関連していたことを示唆するいくつかの史料の記述がある。そのうちの一つ「冠船躍方日記」は、国王冊封儀式の後に行われる舞踊や演劇の舞台、すなわち御冠船踊りを制作・運営するために設けられた臨時の役所「躍方」の業務日誌である。日記の記事によると、御茶屋御殿の役割は、(1) 貴重な楽器、舞踊や組踊で用いる小道具や衣裳、舞台幕を保管すること、(2) 獅子舞の練習場所とすること、(3) 王家の私的な音楽活動を行うことであった。言わば、王家の音楽・芸能活動の拠点でもあった。

キーワード：沖縄、琉球、楽器、舞踊、組踊

1. 研究の背景と目的

御茶屋御殿（うちやや うどうん）とは、琉球王国の首里城からほど近い丘の上に建っていた国王の別荘のことで、先の沖縄戦によって焼失し、戦後、民間地となっている。近年、王国時代のさまざまな建造物の復元の取り組みが進むなかで、地元首里地域の人々を中心に、御茶屋御殿の再建を求める運動が細々ながら続いている。

とはいえ、御茶屋御殿も例に漏れず、記録が乏しいので、再建は容易ではない。図面等のハード面から使用方法のソフト面に至るまで、分からないことが多い。しかし、音楽・芸能と関わって使用されていたことを窺わせる史料はいくつかある。小論は、琉球王国の御茶屋御殿がどのような機能をもち、王国にとってどのような存在であったのかについて、御冠船踊りに関する史料を用いて整理、考察することを目的とする。

2. 対象とする史料

「御冠船」とは、狭義では、琉球国王の代替わりに際し、これを認証するため、すなわち冊封のために、中国皇帝の名代として派遣されて来る冊封使が乗る船のことである。琉球国王に授ける衣冠を持参するので、「御冠船」と呼ばれている。また、冊封使は福建省の福州から琉球の那覇まで、東シナ海を遠く横断して来るので、その往来は風向きが安定する季節風を利用する。そのため、来琉は南風の吹く夏期、帰国は北風の吹く冬期に限られ、滞在は半年以上に及ぶ。その間、冊封の儀式だけでなく、冊封使一行を接遇するさまざまな行事があり、これは琉球王国にとって一世一代の大行事とされているが、この一連

の行事全体が、広義での「御冠船」である。

この御冠船の中で、冊封使の接遇のために特に重視されたのが芸能の舞台である。琉球王国は、冊封使の接遇に供する芸能として、国家の威信をかけて趣向を凝らした優れた舞台を用意しなければならないと考え、その舞台の運営に大きな力を注いだ。この御冠船に際して演ずる芸能のことを「御冠船踊り」（歴史的には御冠船躍）と呼んだ。

御冠船踊りを上演するためには、事前にさまざまな準備が必要である。王府は御冠船踊りの準備から実施、後始末までを取り仕切るために、「冠船躍方（かんせんおどりほう）」という臨時の役所を設けたが、その冠船躍方のおよそ2年間にわたる業務内容を記録した日誌が「冠船躍方日記」である。

「冠船躍方日記」は、行政記録文書として、御冠船の度に作成されたと思われるが、それらのほとんどは現存しないか、きわめて断片的である。しかし、1838年、尚育王を冊封するために行われた御冠船（「戌の御冠船」と通称されている）については、ほぼ全容を窺える日記が、王家の人々の努力によって戦災を免れて保存され、現在は那覇市歴史博物館に所蔵されて公開されている（1866年の「寅の御冠船」についても、小規模な日誌が残っている）。

小論は、那覇市歴史博物館が所蔵する戌の御冠船の「冠船躍方日記」について、板谷徹と池宮正治が翻刻した資料（板谷 2003）に基づき、そこに記された御茶屋御殿関係の記事を通覧したうえで、御茶屋御殿の役割について考察する。以下、同史料を「躍方日記」と略称する。

3. 踊方日記にみる御茶屋御殿

[記事 1]

御書院并御内原御茶屋御物之内より
踊方入用之品者奉行端書之請取を以
拝借被成下度奉存候以上

（意味：御書院や御内原や御茶屋御殿の保管物の中から、踊方にて必要な品があれば、奉行が作成した文書をもって拝借させていただきたく存じます。）

「冠船躍方日記」は酉年（1837年）正月19日に筆頭奉行が任命された記事から始まっている。1月中は躍方の幹部や事務方、実技指導者らの任命手続きがあり、2月になると演目の立案が始まり、入用の品々の確認やら借用・購入の手配やらが行われている。その中で、最初に登場する御茶屋御殿の記事は、2月6日の条にある。

記事1は、2月26日の条で、ここには奉行から評定所へ、御冠船踊りに必要な品々を他の部署から調達する際に、円滑に拝借の手続きが進められるよう、措置願いが提出されている。評定所とは、王府の行政のトップにある役所で、喩えて言えば内閣官房のような役所である。

ここで、御書院とは、首里城南殿の後方に在り、王子や最高位の官吏たちが日常執務している場所であるが、行政上の役割のほかに、王国の儀礼音楽として最重要の中国系音楽、

たとえば御座楽などの担い手となっている家柄の良い青年官吏や少年たち（官吏候補生）を擁している役所としても知られている。御内原とは、首里城正殿の後方に在り、国王の母や妃、子供などの家族が暮らす国王の私的空間でもある。

記事1から窺えることは、御冠船踊りで必要な物、おそらく、舞台衣裳や楽器・道具類であろうが、これらが御書院、御内原、御茶屋御殿に保管されていることを示している。

[記事2]

- 一、奉行中取筆者御茶屋参上御格護之
 躍衣裳同道具見分之上請取候事
 躍方入用之諸品并躍人衣裳之儀御□□
 通此節唐大和江御詔被仰付候間□□□
 御取調部之上品員数之儀御用意方
 御申出可被成候以上

[意味：奉行と中取と筆者が御茶屋御殿に参上して、保管してある舞踊用の衣裳や小道具などを点検して受領しなさい。躍方が必要とする品々および踊り手の衣裳については□□の通りに、このたび中国や薩摩で購入するようにとの指令が出ているので、□□を調査のうえ、数量を用意方（財産管理の部署）へ申請すること。]

続いて、記事1の翌2月7日には、評定所から踊奉行宛てに指示文書が出ている。この記事により、舞踊に使用する衣裳や小道具類は御茶屋御殿が管理していたことがわかるが、同時に、同所には「楽器類所蔵庫」とも言うべき施設があったことが窺われる。

[記事3]

- 一、羽躍組躍并入子躍獅子唐棒稽古所
 先例通高所勘定座御茶屋江被仰付度
 奉存候事

[意味：羽踊（今日の琉球舞踊の各演目）や組踊、入子踊り、獅子舞、棒術の稽古場所については、先例の通り、高所勘定座や御茶屋御殿へ指示していただきたく願います。]

2月9日の条には、以上の記述が見られる。これは、躍方の奉行からおそらく評定所へ上申した文書である。この記事により、御茶屋御殿は演目の稽古場所のひとつとなっていたことがわかる。ただし、別の記事により、舞踊・組踊・入子踊りは高所勘定座で稽古していたことがわかっているので、御茶屋御殿で稽古していたのは獅子舞と棒術であったと判断される。

[記事4]

- 注文
 一、能大鼓皮壺丁分しらへ共

但しらへ中紅之品
一、小鼓しらへ式丁分
但右同

右御茶屋御物大破相成申候間此節御国元江
御詵當秋早便より差下候様被仰付可被下候
以上

[意味:注文項目①能の大鼓の皮一丁分(著者注:2枚という意味)で、調べ緒(皮を締める紐)とセットに購入のこと。ただし、調べ緒の色は「中紅」。②小鼓の調べ緒。色は大鼓と同じもの。これらは、御茶屋御殿の保管物が大破してしまったので、このたび薩摩で調達したうえで、この秋の早便で送って来るよう指示してください。]

記事4は2月の条(日付なし)である。御茶屋御殿の楽器類保管庫を見分した結果、楽器が破損していたことがわかり、早速調達の手続きが行われている。

これは、御冠船踊りで、能の大鼓、小鼓が使用されていたことが確実にわかる記述である。しかも、それが御茶屋御殿に保管されていたことがわかる。

しかし、本来、楽器は演奏者の手元になければならない。おそらく、演奏者は自分用の楽器を持ってはいるだろうが、何十年に一度の御冠船は晴れの舞台なので、それにふさわしい高級な楽器(小鼓であれば、胴に蒔絵のような加飾があった可能性もある)であったのではないだろうか。とはいえ、いかに高級な楽器であっても、使わなければ傷むものである。お蔵入りという管理方法は、賢明とは思えない。とりわけ大鼓の皮などはもともと消耗品なのだから、「大破」は無理からぬことであろう。入手が半年以上先なのだから、それまでの間、稽古には演奏者の自前の楽器が使われたと思われる。

しかし、この記事には引き続きの追加がある。

[記事5]

小鼓皮之儀先達而御国元江御詵被仰付□
候處輪かね付合候而差下候哉若致間違□
計差下候而者無用相成可申候間輪かね
付合差下候様此節為念琉蔵役江被仰越
度奉存候以上

[意味:小鼓の皮については、先日、薩摩への調達をご指示くださいましたが、輪金を取り付けた状態で送ってくださるでしょうか? もし、間違いがあって(皮?)だけ送って来たら無駄になるので、輪金を取り付けて(琉球へ)送るよう、この際、念のため、琉蔵役へご指示くださいますようお願い申し上げます。]

記事4では、皮の調達は大鼓だけのようだったが、**記事5**では小鼓の皮も依頼したことになる。いずれにせよ、輪金を忘れずに!という話は、狂言の「末広がり」を想起させるが、薩摩へ上国する役人は音楽実演の世界を知らない可能性もあるから、こういう念押しは不可欠だったのかも知れない。

[記事 6]

一、奉行中取筆者崎山之御殿参上近習
御物躍衣裳并同道具拝借仕候事

[意味：踊方の奉行と中取と筆者が御茶屋御殿に参上して、近習が管理している舞踊の衣裳と小道具を拝借しました。]

記事 6 は 2 月 29 日の条である。「崎山之御殿」とは、崎山村（現在の首里崎山町）にあった御茶屋御殿の別名である。御茶屋御殿から、楽器だけでなく、舞踊の衣裳類も借り出している。この記事により、御茶屋御殿が「芸能関係用品保管庫」の機能を有していたことがより鮮明にわかる。

[記事 7]

右躍稽古用先例御茶屋御物相用得
候處切爛相成一ゑん御用立不申候間
先例外仕立重被仰付被下度奉存候以上

[意味：右は稽古用として、先例により御茶屋御殿の所蔵品を使用してきたところですが、傷んだり破れがあったりして、すべて御用に使えないので、例外であります。仕立てを重ねて命じていただきたく存じます。]

記事 7 は 3 月 7 日の条である。躍方が用意方（財務担当）へ提出する物品リストを作成している。この記事 7 の前に、天井や橋懸かりに張る幕や楽屋の揚げ幕などをサイズを指定して列記した後、上記のように書いている。先の鼓類破損の件といい、幕類の件といい、御茶屋御殿の所蔵品のメンテナンスはかなり悪かった可能性がある。

[記事 8]

今日中取并仕立物主取筆者共御茶屋
参上おとり衣裳并同道具類請取候事

[意味：本日、中取と仕立物主取と事務官とがいっしょに御茶屋御殿に参上し、舞踊の衣裳と小道具を受取りました。]

記事 8 は 4 月 4 日の条である。仕立物主取は、舞踊や組踊で使う小道具類を製作する部署の主任である。この記事によって、御茶屋御殿が芸能関係の用具保管庫の役割を担っていることが明確にわかる。

[記事 9]

太刀拾弍刃

右躍方入用として御茶屋御物借入仕置
候處破物相成候間加治奉行見分之上磨
直并修甫仕替鋸抜落無之所ハ仕立
本之通仕合彼ノ帳面拂出申様被仰付可被下候以上

[意味：太刀 12 振り。右は躍方が使用するため、御茶屋御殿の所蔵品を拝借する措置をしていたが、壊れてしまったので、加治奉行に確認してもらって磨き直しをして修理し、束の鍔（かざり）が抜け落ちて無くなっている所は細工して元通りに仕上げました。例の帳面で（経費を）払い出すよう、命じてください。]

記事 9 は 8 月（日付なし）の条である。おそらく仇討ち物の組踊で使うのであろう。御茶屋御殿には舞台用小道具の太刀が保管されていたようだが、これも錆びたり壊れたりしたのだろう。鍛冶を担当する奉行に頼んで磨いたり補修して、経費を払ったという記録である。

[記事 10]

右先例御茶屋御物に而相済候處此節之
儀者御物無之候間仕立渡申様加治奉行
所江被仰付可被下候以上

（意味：これらは先例によると御茶屋御殿の所蔵品で済ませるところですが、今回は、所蔵品が無いので、製作してくださるよう、加治奉行所へ命じてください。）

これも 8 月（日付なしの条である。おそらく「二童敵討」の酒宴の場などで使うものと思われる錫の瓶子や盃の数やサイズを列記した後、**記事 10** のように、所蔵品が紛失したらしく、再度、製作してもらおう手配をしている。

[記事 11]

従明日於御茶屋獅子舞稽古取付
可申候間御茶屋守江問合可被成候此段
致問合候以上

[意味：明日より、御茶屋御殿で獅子舞の稽古が始まる予定ですので、御茶屋守へご通知くださるようご連絡いたします。]

記事 11 は、9 月 1 日付けで躍奉行から書院へ発せられた文書である。舞踊とほぼ同時に獅子舞の稽古も始まるようだが、獅子舞は御茶屋御殿で稽古することが例となっていることがわかる。また、御茶屋御殿の管理権限が書院に属することも、この記事からわかる。

[記事 12]

先年冠船之節躍稽古之儀於奉行
宅致仕組方段々造作ヶ間敷為有之由
ニ而去申年冠船之節より高所勘定座并
御茶屋江稽古所被仰付此節茂其通
被仰付置候（以下略）

（意味：従来の冠船の際には、冠船踊りの稽古については躍奉行の邸宅でリハーサル等行ってきたが、だんだんに設営が難しくなってきたとのことなので、申年の御冠船（1800 年）

の時から、高所勘定座および御茶屋御殿に稽古場を命じられた。この度もその通りに命じられた。)

かつての御冠船踊りの稽古は踊奉行の自宅で行っていたようだ。1800年から勘定座を使うようになったという。1719年の演目記録は『中山伝信録』などにより窺えるが、演目の数は、とりわけ組踊の増加が注目される。『中山伝信録』では「二童敵討」と「執心鐘入」の2演目しか記載されないが、踊方日記の酉年2月2日の条の記録では、前例として、申の御冠船（1800年）、および辰の御冠船（1808年）ともに、組踊が20演目が挙げられている。戌の御冠船でも17演目ほどが記載されているので(板谷 2003)、ほぼ同規模であったと思われる。つまり、19世紀に入ってから（申の御冠船以降）、演目数が増えたことがわかる。このように、プログラムの規模が大きくなったことと、稽古場が個人宅では難しくなったことは関係しているだろう。推察するに、国王・王族が臨席する「お調べ」（ゲネプロ）の規模も大きくなって、接待等のための造営などが大変だったのかもしれない。ともあれ、19世紀においては、公的施設である高所勘定座と御茶屋御殿が主要な稽古場として定着していたと考えられる。

[記事 13]

於御茶屋冠船獅子舞稽古被申付

候間日中御火御免被仰付可被下候以上

[意味：御茶屋御殿にて、冠船踊りの獅子舞の稽古を命じられたところですが、日中において、爆竹？使用の許可をお願い申し上げます。]

記事 13 は、9月（日付なし）の条である。これは獅子舞の師匠である宮城筑登之親雲上から出された願い出を踊奉行が評定所へ上申したもので、国王からの許可をもらっている。ここでいう「火」が何であるかは明確でないが、昼間だから灯火とも思えず、目的が獅子舞であることを考えると、爆竹と考えるのが適当であろう。御茶屋御殿のある丘は城下町の端にあるが、大音響だから周囲に広く聞こえたはずで、国王の裁可（首里全体の了解）が必要だったのだろう。

[記事 14]

玉色さや衣壺枚緒共

右先例御茶屋御物ニ而躍稽古用并

仕組躍 上覧之時相用置申候處失却

ニ付拂捨被仰付由ニ而渡方無之候間

此節仕立相用得候様被仰付可被下候以上

[意味：「玉色さや衣」1枚と帯について、これは前例では御茶屋御殿の所蔵品で冠船踊りの稽古とリハーサルで国王がご覧になる時に使うために置いてあったところ、亡失したので、廃棄（手続き）となり、演者に使わせる物がないので、このたび新たに仕立てて使用するように命じてください。]

10月付け（日付なし）で躍奉行が発した文書である。次も、組踊に用いる衣裳が傷んでいるので新たに誂えたいという要望である。さらに、翌年6月にも、「執心鐘入」の僧侶たちの入道頭巾が傷んでいて仕立て直しをしたり、組踊「銘苺子」の天女の冠に破損があって、加治奉行に補修依頼を出している（同様の文なので省略する）。御茶屋御殿の御物の管理やメンテナンスはあまり良くなかったのかも知れない。

[記事 15]

入道頭巾式ツ

但裏并饒共

右先例御茶屋御物ニ而躍稽古用并

仕組おとり 上覧之時相用江得置候處

此節者右御物切爛相成申候間仕立

相用得候様被仰付度 ... (以下略)

[意味：入道頭巾2点、但し裏地および飾り付き。これは前例では御茶屋御殿の所蔵品で冠船踊りの稽古とリハーサルで国王がご覧になる時に使うために置いてあったところ、今回は、所蔵品は傷んでおりますので新たに仕立てて使うよう、命じていただきたく ...]

[記事 16]

五月廿八日

一、今日於崎山之御殿御姫様被遊

御誕生躍人数御伽被仰付候付中取

筆者加勢筆者迄参上諸事相勤候事

(中略)

六月二日

一、今日崎山之御殿江参上右同断御伽

相勤候事

[意味：(5月28日) 今日、御茶屋御殿にて、お姫様がお誕生なされた。踊り手たちに、お祝いの踊りが命じられたので、中取、事務官らが参上して諸事を務めること。

(6月2日) 今日、御茶屋御殿へ参上し、前記のとおりお祝いの踊りを務めること。]

姫君誕生というのは、王家の私的な祝い事であるので、別荘でもある御茶屋御殿が会場になったと思われる。折しも御冠船踊りの稽古が進んでいるさなかであったから、すぐに良質の舞踊が提供できたと言えよう。相伴に与った女官たちも、さぞ喜んだことだろう。

[記事 17]

太刀拾式刃

右躍方入用として御茶屋御物借入

先達而磨替并修甫仕置候處此程相用

候付又以磨直不致者御用相立不申候間

加治奉行見合之上磨直彼ノ帳面払出申様

被仰付可被下候以上

[意味：太刀12振り。これは躍方が使う物として御茶屋御殿の所蔵品を借り入れ、先だつて磨き直しおよび修繕をしておいたところですが、このたび、使っておりますと、またも、磨き直ししないと踊りに使えませんので、加治奉行が調べた上で磨き直しをし、例の支出簿で支払うように命じてください。]

7月の記事である。ほぼ1年前の【記事9】では一度修理に出しているのだが、1年も稽古に使っていると、もう錆びてきた、ということだろうか。

【記事 18】

十二月五日

一 今日

上様

聞得大君加那志様

佐敷按司加那志様

野嵩按司加那志様

太子様於御茶屋躍被遊 上覧候間

四ツ時分より躍相始夜九ツ時分相仕廻候事

[意味：今日、国王様、聞得大君様（最高位の神女）、母上様、妃様、太子様（息子）が御茶屋御殿で踊りをご覧になるので、午前10時頃から踊りが始まって、深夜12時頃終了しました。]

冊封使も帰国の途に就き、11月になると、王府ではまずは国王一家に対して臣下から、御冠船すなわち国王の正式就任の完遂のお祝い（御膳進上）の宴があり、続いて田舎人（中堅役人）の慰労、大和人（薩摩の在番など）への慰労などの宴が次々と行われる。国王への御膳進上は、首里城の御庭に仮設されてきた舞台を使って開催されるが、それも解体されるのだろうか、12月に開催された最後の宴は御茶屋御殿で執り行われる。

最後の舞台は、王族を招いて、長きに渡った御冠船の完遂祝賀の意味で行われ、王族から関係者に褒美の品々が下賜される。舞踊が9演目に、組踊が10演目もあるから長時間に及ぶ。午前中に始まるのに、終わるのは深夜12時という。

【記事 19】

辰冠船之時御茶屋江御格護被仰付

置候躍古衣類并諸道具痛物借入

を以相用得候處猶破増元様御用

相立申間敷与奉存候間此節仕立置候

品々御用立之分者御茶屋江御格護

被仰付替物之儀者賣拂被仰付度

奉存候以上

[意味：辰の御冠船（前回・1808年）の時に御茶屋御殿へ保管所蔵を命じられました踊りの古衣裳や小道具は、傷んだものですが借り入れて、それを使いましたが、もっと傷みが

進行して、元のように御用に使うわけにはいかないとしますので、このたび仕立てました品々で使える分は、御茶屋御殿に保管所蔵するよう命じていただき、元の入替わった物については売却を命じていただきたく存じます。]

4. 御茶屋御殿の役割

冠船躍方日記から浮かび上がった御茶屋御殿の役割を整理すると、次の3項目に分類できる。英数字は上記の記事番号である。

- A 楽器、舞台衣裳、小道具、舞台幕等の保管庫
記事 1、2、4、5、6、7、8、9、10、14、15、17、19
- B 獅子舞と唐棒の稽古場
記事 3、11、12、13、
- C 王族に関する芸能の場
記事 16、18

第一に、御茶屋御殿には、芸能に関する品は何でもしまっており、王国の芸能倉庫とも言うべき施設である。ちなみに、「日記」には書かれていないが、獅子舞の稽古場なのであれば、当然、獅子頭や胴体部分も御茶屋御殿の御物であったと考えられる。

第二に、御茶屋御殿は、王家の私的な芸能空間であったと考えられる。獅子舞等の稽古場に使用させた事実は明記されているが、その他にも、首里城御庭の舞台の代用として、王家の私的な祝儀（記事 16）で用いたり、御冠船完遂後に、すなわち御庭の舞台も解体した後であろうか、国王とその家族をねぎらう最終の「打ち上げ」公演が行われている。

また、別史料であるが、国王が歌三線の師匠を召し出して、歌三線を稽古して楽しむ場でもあったという。それを含めて考えると、御茶屋御殿は、王家の音楽・芸能活動の拠点センターであり、「芸能館」とでも呼ぶべき施設だったと言ってもよい。商業的舞台が存在しなかった近世琉球において、唯一の芸能施設の役割を担っていた建造物だったと言えよう。

近年、御茶屋御殿の現地復元をめざす運動が地元で続けられているが、ハード面での復元だけでなく、それがどのように使われたかというソフト面での「復元」も考慮する必要があるだろう。

参考文献：

板谷， 徹（編）．

- 2003 尚育王代における琉球芸能の環境と芸態復元の研究．（沖縄県立芸術大学音楽学部板谷研究室（平成12年度～平成14年度科学研究費補助金（基盤研究(B)）研究成果報告書））．

Uchaya Palace was the villa of the King of the Ryukyu Kingdom. Since it was burnt down in World War II, its structure and use during the Kingdom era are unknown. However, there are some historical sources that suggest that the building was related to the musical activities of the kingdom. One of them, *Kansen Odoriho Diary*, was a diary of the government office that produced and operated programs for dance and theater performed after the coronation. According to diary articles, the role of *Uchaya* Palace is meant for (1) musical instruments, dance and theater props, stage curtain storage, (2) lion dance practice, and (3) royal private musical activities. It was a building for royal music activities of the kingdom.

(本学付属民族音楽研究所教授 民族音楽学)

